

令和 7 年度新規就農者経営開始支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、将来の農業を担う後継者育成のための支援を行うため、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（令和 7 年 3 月 27 日制定。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、新規就農者経営開始支援事業の実施に係る内容（以下「補助事業」という。）及び予算の範囲内で交付する補助金等について定めるものとする。

(補助事業の区分、支援内容及び交付対象者等)

第 2 条 補助事業の区分は、次に掲げるものとし、支援内容及び交付対象者等（以下「補助事業者」という。）は別表に定めるとおりとする。

- (1) 営農費用補助事業
- (2) 就農奨励金事業

2 会長が補助事業者へ交付する補助金の上限は、前項に規定する補助事業の区分に掲げる事業を複数実施する場合、その合計とする。

(交付申請等)

第 3 条 規則第 4 条に定める補助金等交付申請書の提出期限は、会長が別に定める日までとし、添付すべき書類は、補助事業者が実施する事業に応じて次に掲げるとおりとする。

- (1) 営農費用補助事業計画書（別記様式第 1 号）
- (2) 就農奨励金事業計画書（別記様式第 2 号）

(実績報告)

第 4 条 規則第 13 条に定める補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して 20 日を経過する日又は、補助事業を実施した年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、補助事業者が実施する事業に応じて次に掲げるとおりとする。

- (1) 営農費用補助事業実績書（別記様式第 1 号）
- (2) 就農奨励金事業実績書（別記様式第 2 号）

(補助金の返還)

第 5 条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第 2 条別表に規定する要件を満たすことができなくなったとき。
- (3) その他、会長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

2 補助事業者は、前項の規定により返還命令を受けた場合、速やかに補助金を返還しなければならない。

(補助金返還の免除)

第6条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を免除することができる。

- (1) 災害その他、補助事業者の責に帰することができない事由により、就農ができなくなったとき。
- (2) その他、会長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第7条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号

営農費用補助事業計画（実績）書

1 事業の内容 (単位：円)

内 容	実施時期	金 額	備 考
	消費税		
	合 計		

2 経費の配分

区分	事業費要する経費（又は事業に要した経費） (A) + (B)	負担区分		備 考
		町補助金 (A)	その他 (B)	
事業費	円	円	円	
合 計				

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 添付書類

(1) 交付申請時

- ① 青年等就農計画認定書の写し
- ② 見積書、カタログ等の写し

(2) 実績報告時

- ① 領収書等事業金額が分かるもの

別記様式第 2 号

就農奨励金事業計画（実績）書

1 居住地

川西町大字 _____

2 就農（予定）日及び就農時の年齢

（１） 年 月 日

（２） 歳

3 添付書類

（１）交付申請時

① 青年等就農計画認定書の写し

② 身分証明書の写し（運転免許証 等）

（２）実績報告時

① 営農の実態が分かる資料（農産物の出荷伝票 等）

② 本人名義の通帳の写し